

いよいよ4月1日より改正労基法施行

追加
開催

企業規模問わず実施される

年次有給休暇の年5日付与義務の実務

- 改正労基法で変わる年次有給休暇の内容について知りたい。
- 年次有給休暇をどうやって付与していいかわからない。
- 年次有給休暇の管理をどうすればいいか悩んでいる。

こんな企業様に
おすすめ!!

2018年6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、いよいよ2019年4月1日から順次施行されます。その中でもすぐに対応が求められる年次有給休暇の年5日付与義務(時季指定義務)の実務に絞ったセミナーです。法改正により年休の管理はこれまでよりも煩雑になります。付与方法の見直しや年休管理簿の作成について、どのように対応していけばよいのかを解説いたします。

セミナー内容

※平成30年12月6日、平成31年2月7日開催の
セミナーと同じ内容です。



【講師プロフィール】
横島 洋志(よこしま ひろし)
特定社会保険労務士
茨城県生まれ。大手飲料メーカー、広告代理店などでの営業勤務を経て、平成19年に社会保険労務士の資格を取得。平成29年に特定社会保険労務士付記。

1. 働き方改革の目的と年休取得の現状
2. 法改正により大きく変わる年休制度の概要
3. 年休付与のパターンと見直し、年休管理簿について

日時

平成31年3月7日(木) 14:00~15:45 (13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

12名 (先着順、1社1名様限定)
※3名に満たない場合は、開催を中止いたします。

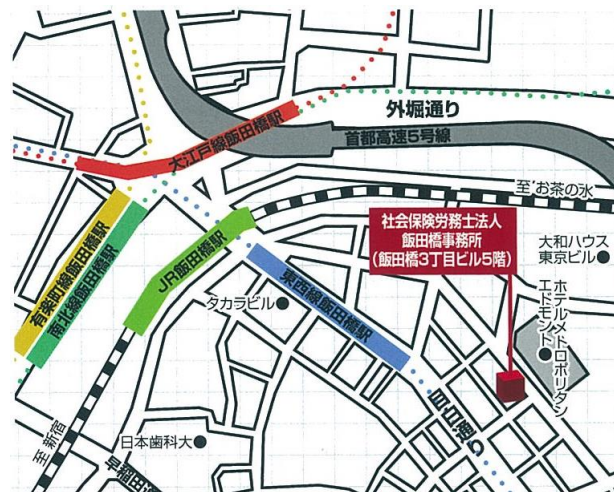
参加費

無料
※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、宮尾、横島)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 http://www.sr-suzuki.jp/

〔個人情報の取扱いについて〕個人情報保護管理者:小倉貴士

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。ご登録のお客様が個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去を要求される場合は、当社までご連絡下さい。

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索